

平成30年度 高崎健康福祉大学高崎高等学校 部活動方針

平成30年4月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部25部、同好会1部、文化部23部を設け、それぞれ主顧問教諭1名・副顧問1～2名、生徒に部長、副部長をおく。

【運動部】

ソフトボール部（女子）・バレーボール部（女子）・ソフトテニス部（男子）・ソフトテニス部（女子）・陸上競技部（男女）・剣道部（女子）・サッカー部（男子）・サッカー部（女子）・体操部（女子）・硬式野球部（男子）・弓道部（男子）・弓道部（女子）・テニス部（男子）・テニス部（女子）・バスケットボール部（男子）・バスケットボール部（女子）・カヌー部（男女）・バドミントン部（女子）・空手道部（男女）・柔道部（男女）・ダンス部（男女）・チアリーダー部（女子）・水泳部（男女）・応援団部（男女）・卓球部（男女）・スキー同好会

【文化部】

演劇部・新聞部・コーラス部・華道部・茶道部・書道部・文芸部・軽音楽部・JRC部・英語部・パソコン部・放送部・箏曲部・インターアクト部・イラストレーション部・美術部・囲碁将棋部・吹奏楽部・写真部・理科天文部・家庭科部・数学研究部・競技かるた部

(2) 活動日及び活動時間について

①週当たりの休養日の設定

- ・原則週1日以上休養日を設定するよう努力する。

（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保するよう努める。

②長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

（詳細は各部ごとの活動計画による）

③活動時間

- ・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日では原則2～3時間程度を目安に練習

を計画する。

- ・学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、原則 3 ～ 4 時間程度を目安に練習を計画する。

④朝練習

- ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。
- ・朝練習を行う場合は、生徒の登校に無理が生じない範囲内で実施すること。

3 経費

- （1）活動に当たる経費を生徒会費・体育文化活動費等から補助する。
- （2）各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集金する場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、会計管理は必ず複数の顧問が行う事とし、年度末に会計報告を必ず実施すること。また、監査は保護者代表又は事務長が行う。
- （3）部費を徴収している部は、会計報告書を年に一度学校へ提出し監査を受けること。

4 部活動への入部・退部

（1）入部について

担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。

○ 2，3 年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

- ①担任から入部届を受け取る。
- ②必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ③担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ④保護者印、担任印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

○ 新入生（1 年生）の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

- ①部活動説明会を聞く。
- ②体験入部（仮入部）をする。
- ③担任から入部届を受け取る。
- ④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ⑤担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ⑥保護者印、担任印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

（2）退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者に承諾の上、承諾印をもらい、顧問に提出する。

5 参加する大会等の精選

高体連の主催大会、各連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) 外部指導者について

- ・専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で各部の状況に合わせて活用する。
- ・外部指導者を依頼する時は、校長の許可を得てから外部コーチ申請書を提出し許可を得ること。

(2) 部活動検討委員会について

- ・適切に部活動を実施するため、運動部長・運動部副部長・文化部長・文化部副部長・生徒指導部長・生徒会・各部活動部長等を中心に組織する部活動検討委員会を必要に応じて設置する。
- ・委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携など顧問生徒等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

平成30年度策定